

多摩区支え合いのまちづくり 推進会議について



川崎市地ケア広報キャラクター「あいちゃん」

本会議の目的について

多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱 第2条

会議は、次に掲げる事項について意見を交換する。

(1) 地域包括ケアシステムの推進に関する事

(2) 地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関する事

(3) 行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関する事

(4) 地域福祉計画の策定及び変更に関する事

(5) 地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関する事

(6) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

地域包括ケアシステムとは

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第2条

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常の支援が包括的に確保される体制をいう。



川崎市

高齢者だけでなく、障害のある方、子ども、子育て中の親など、全ての市民を対象としています。

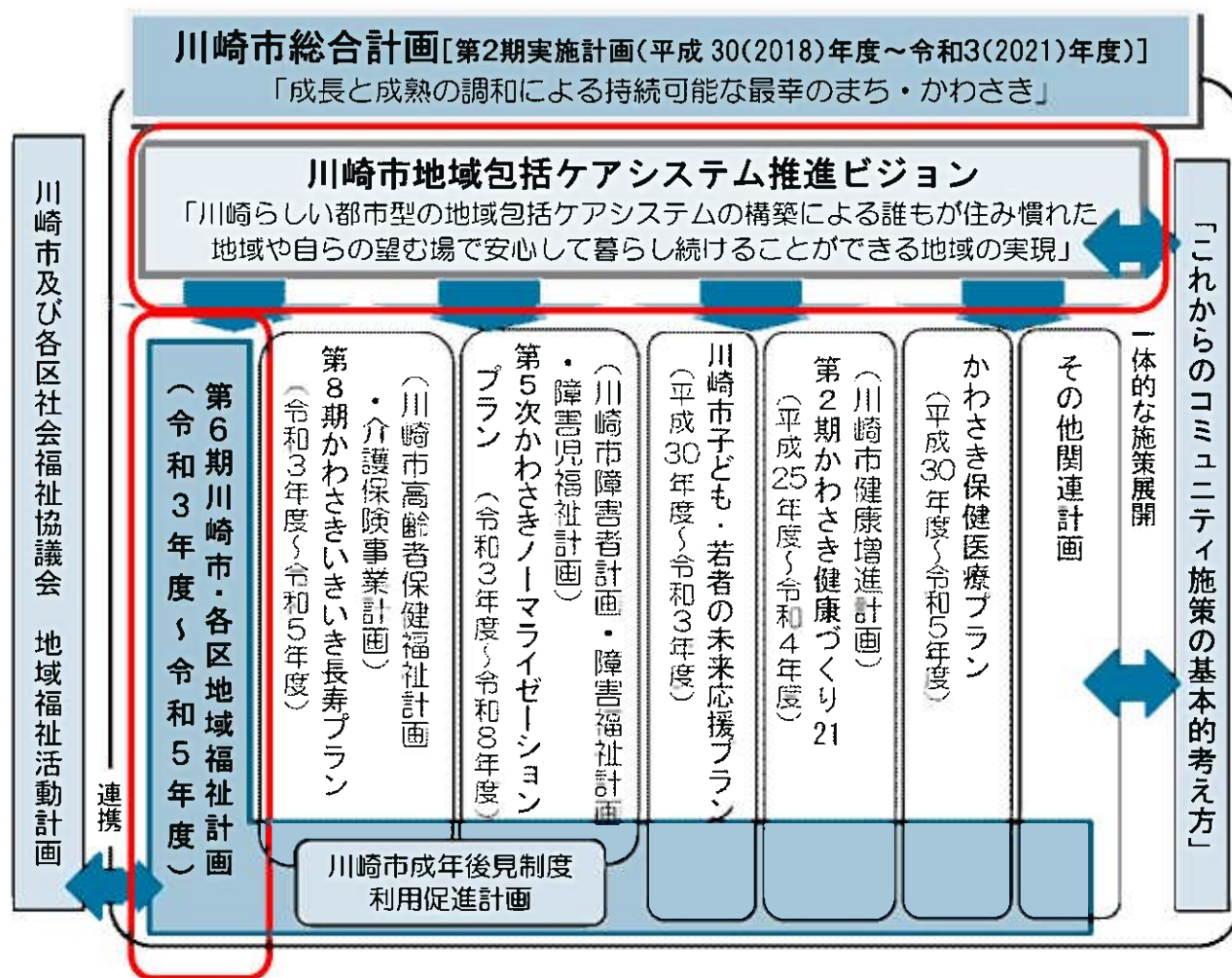
地域福祉計画とは

地域福祉計画

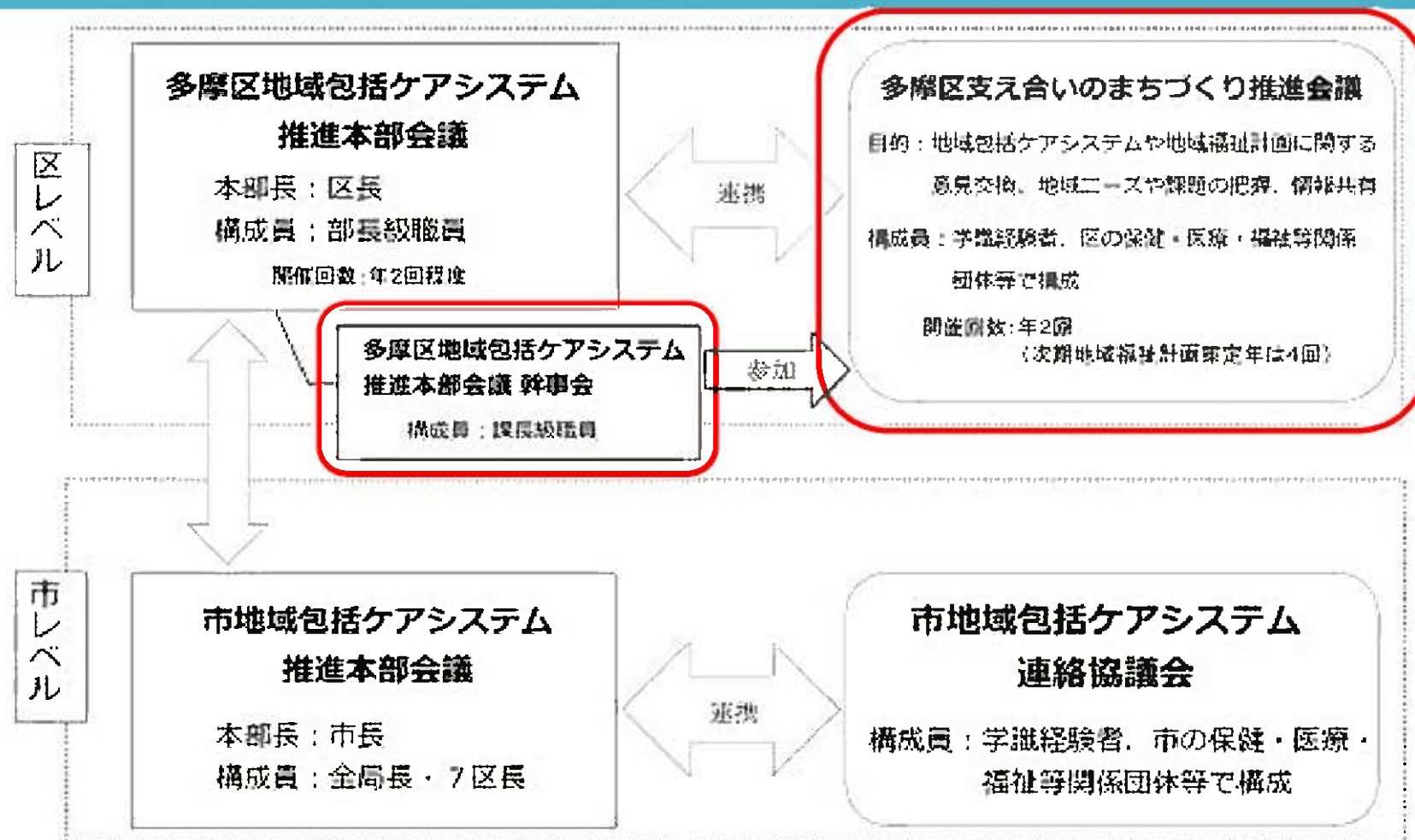
社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

推進ビジョンと関連個別計画の関連性



多摩区地域包括ケアシステム推進体制



多摩区支え合いのまちづくり推進会議の スケジュールについて

令和3年度		令和4年度		令和5年度			
意見交換・情報共有							
第1回 (7月7日)	第2回 (2月予定)						
		意見交換・情報共有					
		第1回 (6月予定)	第2回 (2月予定)				
				第7期多摩区地域福祉計画策定			
				第1回 (5月予定)	第2回 (7月予定)	第3回 (10月予定)	第4回 (2月予定)

第6期多摩区地域福祉計画期間 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和6年3月 第7期多摩区地域福祉計画